

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成29年2月8日（平成29年（独個）諮問第5号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（独個）答申第47号）

事件名：本人の初診日を特定日と認められない理由についての文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「①初診日を平成21年夏頃と請求書に記入を指示した根拠についての文書（以下「文書1」という。）、②初診日を平成14年特定月日と認められない理由についての文書（以下「文書2」という。）」に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」、「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年9月13日付け年機構発第18号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、この取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求の趣旨

当初審査請求人は障害厚生年金を請求した。ところがその後、保険者（以下「機構本部」という。）から障害基礎年金へ請求書を変更するように指示があった。審査請求人はやむを得ずその指示に従い障害基礎年金請求書を作成して請求した。今回情報開示請求した趣旨は「機構本部」から特定年金事務所へ初診日を平成21年夏頃と指示されているのでその指示内容の開示を求める。また、非開示の内容はまったく合理的な理由がないため開示すべきである。

イ 審査請求の理由

審査請求人は当初障害厚生年金を請求した。しかしながら平成27年特定月日付けで「障害厚生年金の請求について（依頼）」の書面の中で「審査の結果、一略一平成21年夏以降平成22年特定月日に特定病院受診以前であると判断されます」その結果「障害基礎年金」への請求変更となります」と記載されている。この判断をした「機構本部」指示文書がなければ特定年金事務所が独自で判断したことになるため。

(2) 意見書

ア 理由説明書（下記第3）の（4）審査請求後（補足）について

「機構本部としては、初診日を変更するように指示したのではなく、初診日は平成21年夏ごろと判断しているため、障害厚生年金として請求を続けるか、障害基礎年金としての請求に変更するか、本人の意思確認のための返戻通知を送付した旨を伝えている」と記載している。しかしながら、資料1（省略）によると「特定病院の受診以前であると判断されています」と記載されているのでこの判断は機構本部の判断であると考えられる。次に「つきましては、別紙「障害基礎年金請求書」を「障害厚生年金請求書」と同様にご記入ください」と記載されている。この事実は前述に機構本部の本人の意思確認のための返戻通知ではなく障害年金請求書の変更を示唆したものである。次に資料2（省略）によると赤いインクで「初診日は21年夏頃とご記入ください」と指示をしているがこれを記載したのは保険者（特定年金事務所）である。

仮に機構本部の言うように本人の意思確認のための返戻通知であればその返戻通知の書面が保存されていると思われるが、保存していないとのことであったために審査請求を求めたものである。したがって、理由説明書の（4）審査請求後の意見書の内容では説明に合理性が無いと考えられる。

次に「障害状態認定調書（以下「認定調書」という。）があることを伝えた結果、2回目の開示請求がなされた。当該認定調書が開示されれば審査請求の取り下げを示唆していたところ、開示された文書では機構本部が指示したことが確認できず、納得できないとして審査請求の取り下げは行われなかった」と述べている。

この部分について2回目の開示請求をした理由は、平成28年特定月日機構本部の担当者との電話のやり取りの中で審査請求人（代理人）は「機構本部が指示をした文書の開示を求めたところ機構本部の担当者は「指示した文書は存在しないが判断した文書は保存されているので判断した文書の開示を求めるなら今度は開示請求をする文書を「判断した文書の開示」と記載して請求してください」と説明があったためである。

イ 諮問庁としての見解について

ここでは「本部が指示をした文書の存在は確認できなかった」と述べている。本部が指示をした文書の存在がなく特定年金事務所が指示をした文書が存在することに対して矛盾している。どのように理解すればよいのだろうか。これでは特定年金事務所が独自の判断で請求書の書き換えの指示を行ったことになってしまうのではないだろうか。

この意見書では説明の整合性がないので「ひとまとまりになった一式」の中に時系列で特定年金事務所に指示・連絡をした文書及び本件の場合機構本部の事務担当者が事務処理後上司の決裁を受けた文書の2点の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

(1) 開示請求（平成28年8月23日（平成28年8月29日受付））

日本年金機構本部に本件対象保有個人情報について開示請求がなされた。

(2) 原処分

審査請求人の初診日を平成21年夏頃と請求書に記入を指示した根拠についての文書は、記入を指示した事実を確認できる文書が存在しないため、文書不存在による不開示とした。

審査請求人の初診日を平成14年特定月日と認められない理由についての文書は、障害厚生年金の裁定を行っていた当時の機構障害年金業務部から、特定年金事務所への「障害給付年金請求書の不備返戻について」（以下「返戻通知」という。）を含めた請求書及び審査書類一式を一部開示した（審査医師の印影や外部に公表されていない電話番号については不開示）。

(3) 審査請求（平成28年10月28日（平成28年10月31日受付））

対象文書の開示を求める審査請求が行われる。理由は以下のとおり。

審査請求人は当初障害厚生年金を請求した。しかし、年金事務所担当者が平成27年特定月日付けで作成した「障害厚生年金の請求について（依頼）」の書面の中で「審査の結果、一略一平成21年夏以降平成22年特定月日の特定病院の受診以前であると判断されており、「障害基礎年金への請求変更となります」と記載されている。この判断は「機構本部」からの指示文書がなければ特定年金事務所が独自に判断したことになるため、必ず機構本部が指示した文書が存在するはずである。

(4) 審査請求後（補足）

審査請求代理人から障害厚生年金から障害基礎年金に変更になった根拠が知りたいとの問い合わせがあった。その際、機構本部では、初診日を変更するよう指示したのではなく、初診日は平成21年夏ごろと判断しているため、障害厚生年金として請求を続けるか、障害基礎年金とし

ての請求に変更するか，本人の意思確認のための返戻通知を送付した旨を伝えている。また，障害厚生年金から障害基礎年金に変更になった根拠については，平成21年夏ごろを初診日と記載した，障害状態認定調書があることを伝えた結果，2回目の開示請求がなされた。当該障害状態認定調書が開示されれば審査請求の取下げを示唆していたところ，開示された文書では機構本部が指示したことが確認できず，納得できないとして審査請求の取下げは行われなかった。あくまでも審査請求人は機構本部が特定年金事務所に対して初診日を変更するよう指示をした文書を求めている。

2 諮問庁としての見解

本件は，「平成21年夏ごろを初診とするよう本部が指示した文書」の有無が論点であると考え。障害年金の請求書は，同一人の一請求をひとまとまりに綴っており，本件審査請求人に関する請求書類及び審査書類がひとまとまりになった一式を確認した結果，開示した文書がすべてであり，平成21年夏ごろを初診とするよう本部が指示した文書の存在は確認できなかったため，文書不存在とした。

また，審査請求の趣旨欄に「非開示の内容はまったく合理的な理由がないため開示すべき」とあるが，平成21年夏ごろを初診とするよう本部が指示した文書については上記説明のとおりである。医師の印影については，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であり，法14条2号に該当し，かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とした。外部に公表されていない電話番号については，緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，法人業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある（法14条5号柱書きに該当）ため，不開示としたものである。

3 結論

以上のことから，本件については，諮問庁の判断は妥当であり，本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年3月15日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年9月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「①初診日を平成21年夏頃と請求書に記入を指示した根拠についての文書（文書1）、②初診日を平成14年特定月日と認められない理由についての文書（文書2）」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）である。

処分庁は、本件対象保有個人情報1について、これを保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2について、別紙に掲げる部分を、法14条2号及び5号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の保有の有無及び本件対象保有個人情報2の不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

(1) 審査請求人は、文書1について、機構本部が、特定年金事務所に対して審査請求人の初診日を平成21年夏頃と請求書に記入させるよう指示した文書の開示を求めていると解される。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 障害年金には、国民年金法に定める「障害基礎年金」及び厚生年金保険法に定める「障害厚生年金」があり、障害年金を請求する場合、傷病の初診日が、国民年金加入期間であった場合は「障害基礎年金」、厚生年金加入期間であった場合は「障害厚生年金」を請求することになる。

イ 審査請求人は、当初「障害厚生年金」の請求書を特定年金事務所に提出した。障害厚生年金の審査を行った機構本部は、初診日の確認のために提出された資料からは、初診日について、年月日の特定はできないが、平成21年夏以後から平成22年特定月日の特定病院の受診以前であると判断した。また、当該期間は、審査請求人の国民年金加入期間に含まれるものであった。

ウ このため、機構本部は、特定年金事務所に対し、事務連絡を発出し、「障害厚生年金」の請求書を返戻するので、初診日を整備の上、障害基礎年金の請求に変更するか、又は、障害厚生年金としての処分を希望するか審査請求人に確認した上で、再進達するように連絡した。

エ 上記ウの事務連絡を受けた特定年金事務所では、審査請求人に対し、「障害基礎年金」の請求書を提出するように依頼し、その際、審査請求人に送付した「障害基礎年金」の請求書用紙を完成させるため、機

構本部が判断した上記イの初診日の期間に基づいて、請求書用紙に「初診日は21年夏頃とご記入ください。」との添え書きをした。

オ 以上のとおり、特定年金事務所は、機構本部が判断した初診日の期間に基づいて、審査請求人に対し、初診日について請求書用紙に添え書きしたものであり、機構本部が、特定年金事務所に対して指示したわけではなく、指示した文書もない。

カ 障害年金の請求書は、同一人の一請求をひとまとまりにつづっており、念のために、審査請求人に関する請求書類及び審査書類がひとまとまりになった一式を確認したところ、開示した文書が全てであり、文書1の存在は確認できなかった。

- (3) 当審査会において、原処分で既の開示された文書2の30頁（上記(2)ウの事務連絡）及び31頁（機構本部の意見書）を見分したところ、機構本部が初診日の期間を判断した根拠等が説明されていることが認められ、「特定年金事務所は、機構本部が判断した初診日の期間に基づいて、審査請求人に対し、初診日について請求書用紙に添え書きしたものであり、機構本部が特定年金事務所に対して指示したわけではなく、指示した文書もない」旨の諮問庁の説明には、特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文書1を保有していないとする諮問庁の説明は是認できることから、機構において、本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められない。

3 本件対象保有個人情報2の不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別紙の1に掲げる「障害状態認定調書」の障害認定審査医員の「認定印」欄の印影

当該部分は、個人の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そして、当該個人の印影が、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 別紙の2に掲げる「障害基礎年金請求者の症状経過等について（協力依頼）」の機構の担当の直通電話番号

当該部分は、一般に公にされておらず、これを開示すると、業務に無関係な電話が大量かつ集中的にかけられるなど、機構が必要とする際の

緊急の連絡や部外との連絡に支障を来す等、機構の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報1を保有していないとして不開示とし、本件対象保有個人情報2の一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報1を保有しているとは認められず、また、本件対象保有個人情報2につき不開示とされた部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

本件対象保有個人情報 2 のうち不開示とされた部分

- 1 「障害状態認定調書」の障害認定審査医員の「認定印」欄の印影（2 頁）
- 2 「障害基礎年金請求者の症状経過等について（協力依頼）」の日本年金機構の担当の直通電話番号（3 頁及び 4 頁）